

注意：R6.4.1～R6.6.30 までに保証申込を受け付けたもので、
かつR6.4.1～R6.7.31 までに融資実行するものが対象です。

令和6年度 青森県特別保証融資制度

伴走支援型借換資金のご案内

■伴走支援型借換資金とは

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者の資金繰り円滑化を図るため、国の伴走支援型特別保証制度を活用し、金融機関の継続的な支援を受けて経営の安定や生産性等の向上に取り組む県内中小企業者を支援する借換制度です。

■ご利用いただける方

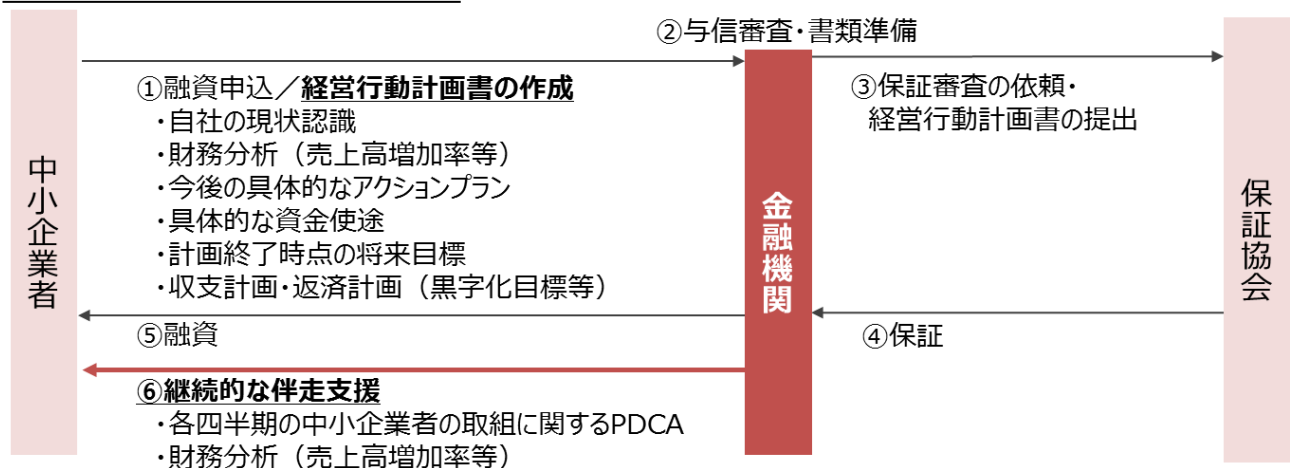
○ 県内に事業所を有し、青森県信用保証協会の保証を受けている借入金残高がある中小企業者で、次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。

- (1) セーフティネット保証4号の認定を受けている方
- (2) セーフティネット保証5号の認定を受けている方
- (3) ① 最近1カ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している方
- ② i 最近1カ月間の売上高総利益率が前年同月と比較して5%以上減少している方
- ii 最近1カ月間の売上高総利益率が直近決算と比較して5%以上減少している方
- iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している方
- iv 最近1カ月間の売上高営業利益率が前年同月と比較して5%以上減少している方
- v 最近1カ月間の売上高営業利益率が直近決算と比較して5%以上減少している方
- vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している方

■制度の特徴

- 中小企業者は、金融機関の支援を受けつつ、経営行動に係る計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告していただきます。
- 金融機関は、中小企業者の経営行動計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、その実施状況等について、信用保証協会に対して年1回報告します。
- 融資利率及び保証料率が軽減されます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

■制度のしくみ



※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

| | |
|---------------|--|
| 融資限度額 (注1) | 1億円 |
| 資金用途 | 既往借入金(青森県信用保証協会の保証を受けている借入金に限る。)の返済資金。但し、必要と認められる場合は、新規資金を上乗せすることができます。 |
| 融資利率 | 金融機関所定利率-1.3%(下限1.1%) |
| 融資期間 | 10年以内(うち、据置期間5年以内) |
| 融資形式・償還方法 | 証書貸付・割賦償還 |
| 信用保証料 (注2) | セーフティネット保証4号又は5号の場合 0.2% 一般枠(売上高・利益率減少)の場合 0.2%~1.15% ※信用保証料の一部を国が補助しており、上記は中小企業者が実質負担する信用保証料です。 |
| 保証人 | 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。 また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表の連帯保証を徴求しません。 |
| 物的担保 | 必要に応じて徴求 |
| 取扱金融機関 | 県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会) |

(注1)「伴走支援型特別保証制度」の残額を含みます。

(注2) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村(令和6年4月1日現在:12市町村)
弘前市、八戸市、五所川原市、つがる市、深浦町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、三戸町、南部町

■実施期間

- **令和6年4月1日から令和6年6月30日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和6年4月1日から令和6年7月31日までに融資実行するものとします。**

■融資の申込手続き

○以下の書面を添えて、取扱金融機関の窓口へお申込みください。

- ・ 青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度申込書
- ・ 経営行動計画書
- ・ (セーフティネット保証4号又は5号の場合) 保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による市町村又は特別区長の認定書
- ・ (一般枠の場合) 売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書又は売上高営業利益率減少要件確認書
- ・ 経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合のみ)

○融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。

○ご希望の融資額は、各企業の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話017-723-1354(保証業務課)

○青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索